

特設公衆電話（非常用電話）設置に伴う注意事項

1. この電話機は、**災害時専用電話**となりますので災害時以外は、使用しないで下さい。**（平常時の使用は禁止）**
2. この電話機は、発信専用機となりますので受信はできません。
特に、緊急連絡手段として利用していただき、また、災害用伝言ダイヤル等に使用して下さい。
3. 大規模災害発生時に、電話機コードを電話差込口に差込んでいただくことで、直ぐに非常用電話として利用できます。
4. この電話機は、災害時優先電話であるため、^{ふくそう}輻輳時も一般電話に比べつながりやすく、ご利用時の通話料もかかりません。
5. 停電時でも使用可能です。

6. 概 要



(NTTHPより)